令和５年４月１日以降に宜野湾市内保育施設へ就職したみなさまへ

宜野湾市保育士等就労促進支援金

令和７年度より
一部要件を
緩和しました

～宜野湾市内の保育施設に就職した常勤職員の保育士等に支援金を交付します～

支援金　100,000 円

【申請期間】

下記の申請要件①～④を満たした日から１年以内

「計算例」令和６年４月１日に就職し、令和６年 10 月１日に６か月経過（要件①～④達成）した場合、申請期限は、令和７年 10 月１日までとなります。

（※10 月末までではありませんのでご注意ください）



【交付対象となる方】

令和５年４月１日以降に宜野湾市内の認可保育所（公立除く）、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」）へ就職した常勤職員の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師及び准看護師（以下、「保育士等」）。

【申請要件】

令和７年度より、
申請要件③の勤務時間数、⑧の対象者を
緩和しました

下記①～⑩のすべてに該当する方が申請対象となります。

① 保育士資格等を持っている者であること。

② 令和５年４月１日以降に常勤職員の保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師及び准看護師）として採用された者であること。

③ 月の勤務時間が 120 時間以上の者、又は１日６時間（休憩除く）以上かつ月 20 日以上常態的に継続して勤務している者であり、かつ、当該保育所等を適用事業所とする社会保険の被保険者（本人）であること。

④ 採用の日から同一の保育所等で常勤職員の保育士等として６か月以上継続して勤務している者であること。

⑤ 採用の日から同一の保育所等において、常勤職員の保育士等として業務に継続して１年を超えて従事する者であること。

⑥ 常勤職員の保育士等として採用された日より遡って１年以内に、市内外の認可保育施設（公立含む）や認可外保育施設、幼稚園や認定こども園等で保育士等として勤務していない者であること。ただし、現在勤務している保育所等で常勤職員として採用される前の試用期間（６か月以内に限る。）は対象期間に含まない。

⑦ 産休等を取得している保育士等の代替保育士等ではないこと。

⑧ 支援金の交付を受けようとする者に市税等の滞納がないこと。

⑨ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

⑩ 過去に宜野湾市保育士等就労促進支援金の交付を受けていないこと。

問い合わせ先　：　宜野湾市役所　こども政策課　098-893-4488

【申請のながれ】

令和５年４月１日以降に常勤職員の保育士等として採用され、６か月経過 → 保育士等から市へ 交付申請 → 審査後、市から保育士等へ交付決定および決定通知送付 → 保育士等から市へ 支援金請求 → 市から保育士等へ 支援金振込

【申請書類】

① 宜野湾市保育士等就労促進支援金交付申請書（様式第１号（第５条関係））
② 雇用証明書（様式第２号（第５条関係））
※現在勤務している保育所等に作成を依頼してください
③ 保育士等の資格証の写し　※白黒コピー可
④ 履歴書　※白黒コピー可
※現在勤務している保育所等へ提出した履歴書の写しを勤務先からもらってください
⑤ 所得証明書（申請者本人分のみ）
※直近年度
⑥ 過去から現在まで市税等を滞納していないことを証する書類（申請者本人分のみ）
※市町村によって書類の名称や記載事項が異なりますので、ご不明な場合は宜野湾市こども政策課までお問い合わせください。
⑦ 誓約書兼同意書（様式第３号（第５条関係））
⑧ 振込先が分かる書類　※白黒コピー可
※通帳オモテ面および見開き１ページ目のコピー、またはキャッシュカードのコピー
⑨ その他市長が必要とする書類
※申請書類提出後、必要に応じご案内いたします



【提出先】

宜野湾市役所　こども政策課
〒901-2710　宜野湾市野嵩１丁目１番１号

【提出方法】

直接窓口へ提出　もしくは　郵送

【留意事項】

① この支援金は課税対象です（雑所得）。申告が必要となる可能性がございます。申告方法についてはお住いの税務課へお問い合わせください。
② 支援金受取り後、採用から１年未満で離職された場合や、虚偽その他の不正の手段により支援金を受取りされた場合は、支援金の全部または一部を返還していただきます。

問い合わせ先　：　宜野湾市役所　こども政策課　098-893-4488

宜野湾市保育士等就労促進支援金　Q&A

Q１．宜野湾市外に住所があっても申請できますか？
A１．宜野湾市内の認可保育所等へ就職された方であれば、市外在住の方でも申請できます。

Q２．新卒でも申請できますか？
A２．申請できます。

Q3．申請期限の「１年以内」とは具体的にいつまでですか？
A３．採用から６か月が経過し、申請要件を満たした日（例：４月１日採用なら 10 月１日）からちょうど１年後の同日（例：翌年 10 月１日）までとなります。「月末（例でいうと、10 月末）まで申請できるわけではありませんので、期限に余裕をもってご提出ください。
例（1）：４月１日採用の方
・申請が可能になる日（６か月勤務）：10 月１日
・申請期限：翌年 10 月１日まで
例（2）：10 月１日採用の方
・申請が可能になる日（６か月勤務）：翌年４月１日
・申請期限：翌々年４月１日まで

Q4．子育てのため離職していましたが、保育士として復職する際に申請できますか？
A4．保育士等として１年以上離職していた期間がありましたら、復職後、申請要件を満たした時点で申請することができます。（産休・育休等からの復帰は雇用継続状態となりますので申請対象外となります。）

Q5．非正規でも申請できますか？
A5．申請できます。正規・非正規は問いません。

Q6．令和５年５月に常勤職員の保育士等として採用となり、３か月の試用期間を経て令和５年８月に本採用となりました。いつから申請できますか？
A6．令和５年５月に常勤職員の保育士等として採用されているため、令和５年 11 月から申請可能です。

Q7．令和５年６月に非常勤職員の保育士等として採用となり、同一保育所にて令和５年９月に常勤職員へ変更となりました。この場合、申請できますか。
A7．同一保育所での勤務であっても、常勤職員となった９月から遡って１年以内に保育士等として勤務している（令和５年６月～令和５年８月）ため、申請できません。ただし、６か月以内に常勤職員へ変更となることを条件に非常勤として採用された場合は申請可能です

Q8. 常勤職員の保育士等として採用された日から遡って１年以内に、保育所で保育補助として勤務していましたが、申請できますか？

A8. 保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師及び准看護師）以外で採用され勤務していた場合は申請できます（例えば、保育補助、子育て支援員、調理員、等）。

Q9. 保育補助として勤務していましたが、最近保育士資格を取得しました。要件④「採用の日から同一の保育所等で常勤職員の保育士等として６か月以上継続して勤務」の「採用の日」はいつですか？

A9.「保育士証の登録年月日」もしくは「保育士証登録年月日以降、現在勤務している保育施設にて保育補助から常勤保育士へ雇用が切り替わった日」が「採用の日」となります。



問い合わせ先　：　宜野湾市役所　こども政策課　098-893-4488